

1. 佐世保港港湾計画について

佐世保港港湾計画とは、港湾を利用して物流や観光を充実させ、佐世保市全体の経済活性化に寄与していくことを目的とした将来(概ね10～15年先)の港湾施設整備構想であり、港内に存在する多数の小型船舶や貨物船・作業船などの安全停泊や安全航行を目指した将来の係留施設計画も、この構想に盛り込んでいきます。

この計画は、社会経済状況が変化すると思われる概ね10～15年に一度、内容を見直すための大幅な改訂をおこなってまいります。改訂にあたっては、関係各機関との調整の後、適正な計画であるかどうかのご判断をいただくため、各界各層の有識者で組織する「地方港湾審議会」や「交通政策審議会・港湾分科会」へ、佐世保市又は、国土交通省が諮問し、了承を得なければなりません。

その後、成案となるわけですが、平成14年3月の「佐世保港港湾計画改訂」は、この手続きを経て決定されたものです。

2. 浅子地区の整備計画について

(1) 計画立案の概略経緯

この佐世保港港湾計画改訂におきまして「浅子地区」には、砂・砂利取扱い用の埠頭用地や岸壁、ガット船(作業船)の係留岸壁を計画してまいりました。これは現在砂を取扱っている相浦地区が手狭になったこと、飛砂などで水産市場や住宅及び企業等周辺的环境に及ぼす影響が大きかったこと、更には、県内海砂の採取規制強化で大型船舶による砂の輸入拡大が予想されることなどから棲み分けの必要が生じ、相浦港区内において適地を探した結果、「浅子地区」への計画となったものです。また、従来から九州電力前面海域に計画しておりましたガット船(作業船)の係留施設を、平成9年の水産市場開場以来船舶の輻輳が激しくなり、この狭いエリアに施設を造るのは船舶の航行安全上危険であるという判断から、「浅子地区」へ移転という形で計画しました。即ち、相浦港区における商港の棲み分けを図ってきたものです。

(2) 環境影響調査

港湾計画改訂は、その港の大きな将来構想であって、環境影響調査及び予測と評価は、ご指摘のとおり大まかなものとなっております。このことは、構想の段階であるということから、佐世保港全体を一つのエリアとして調査をおこなったものですが、要所要所での最低限必要な調査はおこなってきたつもりです。

調査内容としては、大気、騒音、振動、潮流、水質、底質、海生動物、陸生動物、等の調査を行って参りました。全体の調査内容については、港湾計画資料(その2)にお目通しをいただいているということから省略しますが、この「浅子地区」及びその周辺については、実施レベルの詳細なものではありませんが、騒音と振動を除いたものを調査してまいりました。

その結果、既に人工の手が加えられている海岸に隣接していること、予定地に海生及び陸生の希少動物が存在しないと思われること、希少動植物が存在するエリアから離れていること、人家密集地では無いということ等の理由から、当該地は構想段階での適地と判断してきたものです。

「浅子地区」をはじめとする本構想の立案に当たりましては、平成9年3月に策定した本市の「環境基本計画」にある、環境負荷の少ない循環型のまち、自然の環境調整機能を活用した自然と共生するまち、潤いとやすらぎのあるまち、の実現という基本目標を遵守すべく努力をいたしました。

また、平成12年1月に策定された「長崎県環境基本計画」の配慮指針にある、自然環境に配慮した施策や野生生物の保護及び率先した環境保全活動の実施、更には、構想段階における配慮事項等についても、当然守っていくべきものという基本姿勢のもとで作業を進めてまいりました。

しかしながら一方では現実の問題として、先でも述べましたように、相浦地区におきましては、フェンスなどの飛砂防止策を施しているにもかかわらず、佐世保市民の台所である水産市場や関連企業及び周辺の住宅や商店・事業所への飛砂被害という環境問題が発生いたしております。今回の改訂計画では、「浅子地区」で申しますならば、物流の拡大促進と船舶の安全停泊・安全航行という大きな目標がありますが、この現実における環境問題の解決も大きな目標の一つに挙げてきたところです。

以上のような、経過と考え方で「浅子地区」の計画を立案したわけですが、計画段階における専門家からの意見聴取の必要性及び環境基本計画の遵守において、十分な対応ができていなかったというご指摘に対しては、真摯に受け止めて、今後の事業に反映させてまいります。

また、ご指摘の飛砂防止対策強化につきましては、調査研究をおこない現状の対策よりもより効果があるものを取り入れる方向で進めてまいります。

3. 港湾計画全体及び「浅子地区」計画の今後の方針

港湾計画が実現するまでには、その地区毎に基本計画、実施計画、埋立申請手続き、工事実施というように、多くの段階を踏んでいかなければなりません。当然、環境に与える影響の調査や評価・予測は地区毎におこなっていく訳ですが、その段階は基本計画の時期となります。この際に、調査が不十分とご指摘を受けました底生動物につきましても十分な調査を実施してまいります。

お尋ねの、損なった環境の復元・再生という代償措置についてですが、本市としては、今後、計画を具現化していくなかにおいて、十分な環境影響調査を行うと共に、環境の専門家の意見も十分に聴いて対処していきたいと考えておりますので、復元・再生をしなければならないような事態は避けられると思って

おります。したがって、万が一協議調整不足でそのようなことが発生した場合、関係者との協議に基づき、誠意を以って対応していく所存です。

本事業における環境保全に関する本市の考え方についてですが、佐世保市環境基本計画及び長崎県環境基本計画は、今後、市が各種事業を進めていくにあたっての、環境対策の指標であると認識いたしております。したがって、本事業を進めていくに当たりましては、前段でも申しましたように、両基本計画及び環境方針を遵守し、個別の詳細な環境影響調査、港湾関係者や地元関係者との協議調整、更には、環境専門家との協議調整、をおこなってまいります。そして、着工については、その時点での社会経済状況も見極めた上で、それらのことを全てクリアすることが前提条件であると考えています。

本市は現在、「環境問題」を市の最重要課題として取り組んでいるところでありまして、海の自然環境保全により水産業の発展につなげることを目的とした「第22回全国豊かな海づくり大会」等、自然環境の保全活動は勿論のこと、一般の社会経済活動における環境負荷の軽減に向けても努力をしているところであります。

4. 轟地区の今後における整備計画推進について

轟地区港湾整備事業は、佐世保港内における竣凍土砂や公共事業の陸上残土処分場として平成3年度に着手した事業です。現在までに「新・し尿処理場」計画 地前面の護岸を環境部の事業としてほぼ完放させ、港湾部所管の事業は、一部の護岸築造に着手をしている状況となっております。

当地区における環境保全活動としては、平成12年度の工事着手以前に、貴団体と協議の上、希少野生生物の「ハクセンシオマネキ」を海底の土砂ごと、近辺の干潟へ移転させてきた経緯があります。しかし、専門家の話によりますと、成功はしていないと聞き及んでおります。

お尋ねの埋立で損なう環境の代償措置について回答いたします。この事業は既に着工しておりますが、希少野生生物の保全という観点から、再度保全を試みますと共に、これから埋立が進行する場所につきましても、再度、希少野生生物の存在を確かめ、更に環境の専門家や関係各位のご意見を拝聴しながら、必要な措置を取ってまいります。

5. 結 び

今後における、佐世保市が取り組んでいく各種事業の推進に当たりましては、皆様方の貴重なご意見等を参考にしながら、これまで以上に環境に配慮した計画としてまいります。どうか、今後ともご理解とご協力をよろしくお願いいたします。